

教員の働き方改革の推進について

令和4年11月11日
教育庁

1 教員を取り巻く環境と課題

① 超過勤務の増大

教材研究、部活動、校務分掌等（調査・統計、要支援児童・生徒への対応、学校徴収金の管理、給食時の対応、地域との連携など多岐にわたる）の負担増加

② 教員の学びの時間の必要性

予測困難なこれからの社会を生き抜く子どもたちには、より探究的で創造性に富む資質・能力を身に付けさせる必要

③ 教員採用試験志願者の減少

志願者数減少要因の一つに、教員の長時間勤務などの問題化に伴う「教職離れ」が進んでいることがあげられる

	H25年度採用	H30年度採用	R4年度採用	対H25年度増減	対H30年度増減
小学校	5.2倍(411/80人)	2.6倍(362/140人)	1.5倍(278/190人)	▲3.7(▲133/110人)	▲1.1(▲84/50人)
中学校	9.5倍(475/50人)	5.2倍(338/65人)	3.0倍(256/85人)	▲6.5(▲219/35人)	▲2.2(▲82/20人)
特別支援学校	3.2倍(81/25人)	3.6倍(72/20人)	1.6倍(49/30人)	▲1.6(▲32/5人)	▲2.0(▲23/10人)
高等学校	13.3倍(333/25人)	8.8倍(265/30人)	5.4倍(189/35人)	▲7.9(▲144/10人)	▲3.4(▲76/5人)
計	7.2倍(1,300/180人)	4.1倍(1,037/255人)	2.3倍(772/340人)	▲4.9(▲528/160人)	▲1.8(▲265/85人)

凡例：倍率(志願者数/募集人数)

2 教員の勤務実態

○ 山形県公立学校教員の1か月あたりの超過勤務時間の実態（令和元年10月分）

超過勤務時間	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
	人数(割合)	人数(割合)	人数(割合)	人数(割合)
100時間超	11人(0.3%)	136人(6.7%)	0人(0.0%)	208人(11.1%)
80時間超100時間以下	76人(2.3%)	309人(15.3%)	2人(0.3%)	233人(12.4%)
45時間超80時間以下	1,502人(45.3%)	1,025人(50.8%)	127人(16.2%)	765人(40.8%)
45時間以下	1,725人(52.1%)	547人(27.1%)	655人(83.5%)	671人(35.7%)
計	3,314人	2,017人	784人	1,877人
平均超過勤務時間	44時間55分	62時間09分	28時間28分	58時間52分

出典：「山形県公立学校教員の超過勤務時間調査（令和元年10月）」

3 山形県公立学校における働き方改革プラン（第I期）（R1.12月策定）

○ 取組期間：令和2年度～令和4年度

○ 重点目標：令和4年度末までに複数月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数0を目指す

参考：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（H31.1.25 文部科学省）

	上限の目安時間	特例的な扱い*	
1か月あたり	45時間を超えない	○ 100時間未満	○ 複数月平均で80時間を超えない
1年間あたり	360時間を超えない	○ 720時間を超えない	○ 45時間を超える月は年間6か月まで

*児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

取組項目

- 勤務時間管理の徹底
- 労働安全衛生管理体制の整備
- 休暇を取得しやすい環境整備
- 適切な部活動運営の推進
- 教員の事務負担軽減
- 調査・通知の精選
- 地域人材の活用
- 啓発活動と好事例の収集・発信

令和2年度～4年度の取組状況

- ◆「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」制定（R2.7月）
超過勤務時間を1か月45時間、1年360時間以内とするため、業務量を管理
- ◆長時間勤務者の把握と管理職による面談の徹底（R3通知）
- ◆学校閉庁日（夏季休業中等の学校を完全に閉める日）の設定・拡充（R3）
- ◆顧問教員に代わって指導や引率を行う部活動指導員の配置・拡充（R2：中学校95名、高校4名→R4：中学校106名、高校7名）
- ◆中学校部活動の地域移行に向けた検討
- ◆小・中及び特別支援学校への教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置・拡充（R2：41人→R4：111人）
- ◆県立高校
 - ・学習資料印刷等を行う校務補助員（障がい者雇用）の配置・拡充（R2：35人→R4：42人）
 - ・成績処理、健康診断票、指導要録などのデータを一元管理・活用可能な統合型校務支援システムの導入（R3）
 - ・一斉メールシステム、自動採点システムの試行導入（R4）
- ◆教育庁から学校向けの各種調査・照会等の精選（R2：262件→R3：203件）
- ◆登下校の安全確保、休み時間における見守り、校内清掃などの学校支援を行う任意組織「地域学校協働活動本部」の設置・拡充（R2：92→R4：103）
- ◆「働き方改革の取組み手引二訂版」（R2.1月改訂）の配付活用
- ◆メールマガジン「働き方改革通信」による取組好事例の毎月配信

目標の達成状況

① 月平均80時間超人数の推移（単位：人）

	取組前			取組後		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
小	87	10	7			
中	445	80	57			
特	2	0	0			
高	441	80	109			
計	975	170	173			

※6か月平均で80hを超えるものをカウント

② 月平均超過勤務時間の推移（単位：h）

	取組前			取組後		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
小	45	35	35			
中	62	45	45			
特	28	22	22			
高	59	39	41			
計	51	37	38			

今後の取組みの方向

- ◇働き方に係る教員の更なる意識改革の徹底
- ◇休暇を取得しやすい環境の整備（代替教員の確保）
- ◇部活動の地域移行の促進とガイドライン遵守
- ◇外部人材の更なる充実（部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等）
- ◇統合型校務支援システムの活用の推進
- ◇教員が担うべき業務の適正化と役割分担（団体会計等）
- ◇小学校における教科担任制実施の検討

若手教員の退職者数の推移

新採・若手教員育成に係る県教育委員会の取組み

(単位：人)

	採用 1年目	採用 2年目	採用 3年目	採用 4年目	採用 5年目	計 (A)	うち精神疾 患を理由と した退職者 (B)	割 合 (B)/(A)
H29	3	4	1	2	3	13	2	15%
H30	3	2	3	3	3	14	2	14%
R 1	2	4	3	3	4	16	2	13%
R 2	3	5	8	5	1	22	7	32%
R 3	6	8	7	2	7	30	7	23%

※ 自己都合退職・死亡退職者数

1 「若手教員育成ガイドブック」(令和3年12月作成)の活用の徹底

「若手教員育成ガイドブック」

若手教員を育成していくうえで必要な職場づくり、若手教員に寄り添い自己効力感[※]を引き出す指導を整理したもの。 ※自己効力感：自分の能力を信じる感情。何かをするにあたって自身がある状態

- 全ての校長への「若手教員育成ガイドブック」の再送付<7月>、校長会等で活用要請<随時>
 - ・ ガイドブック策定の趣旨を周知し、活用を要請
 - ・ 新採及び若手教員配置校に対しては、ガイドブックの活用状況を調査

2 県教委による新採教員との面談の実施【新規】

- 教職員課によるオンライン面談<高校7月>
- 教育センターとの合同による直接面談<特支8～9月>
- 教育事務所との合同による直接面談<小中9月～11月>

[上記共通]

- ・ 数か月経過後の近況、悩みや困りごと、頼りになる同僚の有無等について聴取
- ・ 困ったとき、悩んだときの相談窓口の周知
- ・ 仕事や家庭の悩み等があれば、所属校長等と共有し、解決に向けた対応を指示

3 県教委から新採教員へのメールアンケートの実施【新規】<県立学校7～8月、小中12月～>

- ・ 近況等に関するアンケートをメールで実施
- ・ 仕事や家庭の悩み等があれば所属校長等と共有し、解決に向けた対応を指示

4 教育センターでの初任者研修に県教委が直接出向きメンタル対応の助言【新規】<8月>

- ・ 教育センターでの初任者研修に、教職員課職員が直接出向いてメンタル対応、相談窓口を周知

5 新採及び若手教員配置校の校長ヒアリングの実施<高校8月>

- ・ 新採及び若手教員の勤務状況、メンターチームによる支援の状況等を確認

6 市町村教育委員会への対応の要請【新規】<県教委による取組実施後>

- ・ 市町村教委に対し、上記2、3、5の取組みを紹介し、同様の取組みを促す

7 新採教員の負担軽減に向けた新たな仕組みの検討【新規】

- ・ 小学校への教科担任制の導入、新採教員サポートのための人的配置の検討